

ケアハウス 1 番館（軽費老人ホーム）サービス内容説明書
 （指定特定施設入居者生活介護事業・介護予防特定施設入居者生活介護事業）

1 提供するサービス

特定施設サービス計画に基づき次のサービスを提供します。

サービス項目	サービス内容
入浴、清拭	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、週 2 回以上入浴の介助や清拭、洗髪などを行います。
排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助を行います。
食事サービス	食事の提供及び必要な介助を行います。
口腔衛生	利用者の口腔の健康の保持を図り、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
日常生活上の世話	利用者に必要な日常生活上の世話及び援助を行います。
機能訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
健康管理	日常生活上必要な健康管理を行います。
医療・看護	介助が必要な利用者に対して、褥瘡や創部の処置、服薬の確認を行います。
相談援助	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
送迎	居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助を行います。
アクティビティ	音楽、遊戯、園芸等、各種レクリエーションを行います。

2 利用料等

(1) 施設（軽費老人ホーム）の月額利用料

前年の収入	事務費 人件費相当分	管理費 (家賃相当分)	生活費 (食事・共用部分 の光熱水費)	合計
150万円以下	10,000円	20,000円	46,336円	76,336円
160万円まで	13,000円			79,336円
170万円まで	16,000円			82,336円
180万円まで	19,000円			85,336円
190万円まで	22,000円			88,336円
200万円まで	25,000円			91,336円
210万円まで	30,000円			96,336円
220万円まで	35,000円			101,336円
230万円まで	40,000円			106,336円
240万円まで	45,000円			111,336円
240万1円 以上	46,900円			113,236円

注1. 暖房費（11月～3月） 月額 2,283円をお支払いいただきます。

注2. 前年の収入とは、租税(固定資産税を除く)、社会保険料、介護保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

注3. 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入(必要経費を控除した額)を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とし、その額が1,500,000円以下に該当する場合、夫婦それぞれの事務費納付額については、上記表の額から30%減額した金額を毎月の事務費納付額とします。

注4. 毎年6月末までに前年の収入を別に定める様式により事業所に申告していただきます。

(2) 介護保険の適用を受ける場合（介護報酬の告示上の額）

・特定施設入居者生活介護の月額利用料

特定施設入居者生活介護の利用単位ごとの利用料及びその他の費用は以下のとおりです。以下の料金表によって要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。下記金額は、各利用限度額内1割負担の場合です。

【基本部分】（1か月30日の場合）

要支援1	要支援2
5,490円	9,390円

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
16,260円	18,270円	20,370円	22,320円	24,390円

【加算・減算】（1か月30日の場合）

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額	
夜間看護体制加算(Ⅱ) (介護予防は無し)	270円/月	
協力医療機関連携加算	100円/月	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	660円/月	
退院・退所時連携加算	30円/日	
看取り介護加算(Ⅰ)	日数に応じた金額(対象要件あり)	
	死亡日45日前～31日前	72円/日
	死亡日30日前～4日前	144円/日
	死亡日前々日、前日	680円/日
死亡日	1,280円/日	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	利用料負担額の12.8%/月	

(3) 介護保険の適用を受けない場合（実費負担分）

- ①洗濯機使用料 1月 1,600円
- ②衣類乾燥機使用料 1月 1,200円
- ③外出の付添 1時間につき1,500円+交通費
- ④寝具代 1日 60円（布団、シーツ、枕のリース代）
- ⑤オムツ、日常生活用品、教養娯楽費、その他の費用 実費
- ⑥その他、介護保険の適用を受けない場合においては、利用料全額をお支払いいただきます。
- ⑦利用者が心肺停止状態等になった場合は、心臓マッサージ及びAEDによる心肺蘇生法を行い、救急搬送等の必要な措置を講じます。AEDを使用した場合は、消耗品等の費用についてご負担いただきます。

(4) 居室の電気・水道・電話代

居室で使用される電気製品に係る電気代、固定電話を設置された場合の電話代については、個人契約となり、その費用を負担していただきます。また、水道・下水道使用料については、ご利用居室のメーター計算によりご負担いただきます。

(5) お支払い方法

ご利用開始日に関わらず月末締めとし、翌月上旬に前月分の請求書をお渡しします。口座引き落とし日は毎月15日です。前日までに残高をご確認ください。窓口での現金支払いは極力取り扱いを控えさせていただきます。